

## 大分類J—運輸通信及びその他の公益事業

### 総 説

この大分類は、鉄道、道路、水路、航空による旅客、貨物の運輸業、運輸に附帯するサービス業、倉庫業、郵便、電信、電話業、放送業及びその他の通信サービス業、電気業、ガス業、水道業、衛生業（下水、塵埃、汚物処理業）をいう。この大分類に入るものは公益的性格をもつもので、私営のほか官公営によるものも多く、広汎な法的規制を受けるとともに、又、事業所の大部分は、その請求する料金代価と、その提供するサービスについて官庁の取締りを受ける。しかして、事業の分類単位は、一つの企業（多くの場合会社）をもつてする。従つてここに分類される事業所の職員及び施設は、地理的に広範囲にわたることが多い。但し、倉庫業、通信業及び運輸に附帯するサービス業は一般の原則どおり一事業所をもつてする。

## 中分類60—鉄道業（地方鉄道業及び軌道業を除く）

### 総 説

この中分類に含まれるものは、日本国有鉄道（全国的鉄道業）である。日本国有鉄道以外の鉄道は中分類 61 地方鉄道業及び軌道業に分類される。

小分類 細分類  
番 号 番 号

601

日本国有鉄道業（全国的鉄道業）

6011

日本国有鉄道業（全国的鉄道業）

一般の貨物、旅客の運輸に従事する全国的鉄道で、国有鉄道法に基き国有鉄道、国有鉄道事業に関連する連絡船事業、自動車運送事業及び之等の附帯事業も多く本分類に含まれる。但し、鉄道技術研究所、鉄道病院、鉄道診療所、鉄道療養所、技術者養成所、鉄道教習所、職員養成所、被服工場、義肢研究所、鋳業所は、主たる事業に従い、それぞれの分類項目に分類される。

○日本国有鉄道；日本国有鉄道に所屬する本庁各局及び運輸総局各局、輸送局輸送分室、地方営業事務所、営業所、地方自動車事務所、自動車営業所、支所、派出所、地方経理事務所、出納所、地方資材事務所、支所、木材防腐工場、用品庫、工場用品庫、工事用品庫、製材場、用品試験場、工事事務所、操機工事事務所、給電管理事務所、鉄道機器製作所、監督事務所、鉄道管理局、工場、分工場職場、印刷所、停車場、国有鉄道並びに国営自動車操車場、信号場、貨物取扱所、荷扱所、車掌区、船員区、連絡船、さん橋、機関区、電車区、検車区、車電区、客貨車区、客車区、貨車区、保線区、建築区、電力区、発電区、変電区、材修場、線路試験区、電修場、信号通信区、信号区、通情区、電務区、無線区、鉄道公安室、工事区

× 鉄道技術研究所〔9372〕；運輸技術研究所〔9372〕；鉄道病院〔8821〕；鉄道診療所〔8811〕；鉄道技術者養成所〔9199〕；鉄道教習所〔9199〕；鉄道職員養成所〔9199〕；鉄道被服工場〔2311〕；義肢研究所〔9374〕；鋳業所（日本国有鉄道）〔D〕

## 中分類61—地方鉄道業及び軌道業

### 総 説

この中分類は、国有鉄道を除くすべての鉄道業及び軌道業をいう。会社ごとに主たる業務によつて分類する。

小分類 細分類  
番 号 番 号

611 地方鐵道業及び軌道業（自動車運送業を兼営しないもの）

6111 地方鐵道業（自動車運送業を兼営しないもの）

線路を道路面外に敷設し、主として郊外及び都市間を運転する鐵道業で軌間は3呎6吋を本則とする（特別の場合は4呎8吋、又は2呎6吋）地方鐵道法に準拠するもので自動車運送業を兼営しないものをいう。

○美唄鐵道；地方鐵道業（自動車運送業を兼営しないもの）

6112 軌道業（自動車運送業を兼営しないもの）

線路を道路面に敷設して市内、郊外及び都市内を運転する鐵道業並びに無軌道電車を含み、ともに軌道法に準拠するもので、自動車運送業を兼営しないものをいう。

○阪神電氣鐵道；軌道業（自動車運送業を兼営しないもの）

6113 地下鐵道業（自動車運送業を兼営しないもの）

線路を地下に敷設して都市高速度運転をする鐵道事業で、地方鐵道法又は軌道法に準拠するもののうち、自動車運送業を兼営しないものをいう。

○地下鐵道業（自動車運送業を兼営しないもの）；帝都高速度交通管團

6114 無軌条電車業（自動車運送業を兼営しないもの）

軌道法の適用を受け、軌条を敷設せず、ゴムタイヤを使用する電車で旅客及び貨物を輸送するものをいう。

○無軌条電車業（自動車運送業を兼営しないもの）

6115 鋼索鐵道業（自動車運送業を兼営しないもの）

軌条と索条を併用する登山鐵道で地方鐵道法に準拠するもののうち、自動車運送業を兼営しないものをいう。

○鋼索鐵道業（自動車運送業を兼営しないもの）

6116 索道業（自動車運送業を兼営しないもの）

空中索条から運搬具を懸垂して運転する索道運送事業規則によるもののう

## 中分類61—地方鉄道業及び軌道業

ち、自動車運送業を兼営しないものをいう。

○索道業（自動車運送業を兼営しないもの）；秩父ケーブル株式会社

612

地方鐵道業及び軌道業（自動車運送を兼営するもの）

6121 地方鐵道業（自動車運送業を兼営するもの）

線路を道路面外に敷設し、主として郊外及び都市間を運転する事業で軌間は3呎6吋を本則とする（特別の場合は4呎8吋半又は2呎6吋）地方鐵道法に準拠するもののうち、自動車運送業を兼営するものをいう。

○地方鐵道業（自動車運送業を兼営するもの）；東京急行電鉄

6122 軌道業（自動車運送業を兼営するもの）

線路を道路面に敷設して都市内及び都市間を運転する鐵道業であつて無軌道電車を含み、ともに軌道法に準拠し自動車運送業を兼営するものをいう。

○軌道業（自動車運送業を兼営するもの）；東京都營電車

6123 地下鐵道業（自動車運送業を兼営するもの）

線路を地下に敷設し都市高速度運転をする鐵道業で、地方鐵道法又は軌道法に準拠し自動車運送業を兼営するものをいう。

現在日本には、ここに分類される事業所はない。

6124 無軌条電車業（自動車運送業を兼営するもの）

軌道法の適用を受け、軌条を敷設せず、ゴムタイヤを使用する電車で旅客及び貨物を輸送するものをいう。

○無軌条電車業（自動車運送業を兼営するもの）

6125 鋼索鐵道業（自動車運送業を兼営するもの）

軌条と索条を併用する登山鐵道で、地方鐵道法に準拠し乗合自動車運送業を兼営するものをいう。

○鋼索鐵道業（自動車運送業を兼営するもの）；六甲越有馬鐵道

6126 索道業（自動車運送業を兼営するもの）

空中索条から運搬具を懸垂して運転する索道運送事業で索道事業規則によるもののうち、自動車運送業を兼営するものをいう。

○索道業（自動車運送業を兼営するもの）；吉野大峰ケーブル自動車

## 中分類 62—道路旅客運送業

### 総 説

この中分類に含まれるものは、旅客を運送する自動車運送業及び軽車輛運送業であつて、会社ごと主たる事業によつて分類する。但し、この事業は、日本国有鉄道、地方鉄道業又は軌道業によつて兼営されるものが多いが、それらのものはこの分類に含まれず、それぞれの分類に含むものとする。

小分類 細分類  
番 号 番 号

621 一般旅客自動車運送業

6211 一般乗合旅客自動車運送業

路線を定めて定期的に自動車を運転して、個々の旅客の需要に応ずるものであつて、一般貸切旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業以外の事業所をいう。

○国際興業株式会社；一般乗合旅客自動車運送業

6212 一般乗用旅客自動車運送業

乗車定員 10 人以下の自動車を貸切つて旅客を運送する事業所をいう。

○日本交通株式会社；大和自動車株式会社；タクシー業；ハイヤー業；一般乗用旅客自動車運送業

6213 一般貸切旅客自動車運送業

乗用定員 11 人以上の自動車を貸切つて旅客を運送する事業所をいう。

○国際自動車株式会社；貸切バス業；遊覧バス業；一般貸切旅客自動車運送業

622 特定旅客自動車運送業

6221 特定旅客自動車運送業

特定人の需要に応じて、一定の範囲の旅客（工員、学生等）を運送する事業所をいう。

○帝産オート株式会社

×国際自動車株式会社〔6213〕

623 旅客軽車輛運送業

6231 人力車及び自転車旅客運送業

主として人力車、自転車等によつて旅客を運送するものをいう。

○人力車業；りんたく業

中分類62—道路旅客運送業

6232 牛馬力による旅客軽車輛運送業

主として牛車，馬車，橇等によつて旅客を運送するものをいう。

○客馬車業；乗合馬車業

## 中分類63—道路貨物運送業

### 説 説

この中分類に含まれるものは、地方及び路線貨物自動車運送業であつて、会社ごとに主たる事業によつて分類する。

小分類 細分類  
番 号 番 号

**631 一般貨物自動車運送業**

6311 一般路線貨物自動車運送業

一定の路線を定め、定期的に自動車を運転して、一般の荷主の需要に応じ、個々の荷主の物品を運送する事業所で、一般小型貨物自動車運送業以外のものをいう。

○大和運輸株式会社

6312 一般区域貨物自動車運送業

一定の事業の区域内において、路線を定めなくて、一般の荷主の需要に応じ、個々の荷主の物品を運送する事業所で、一般小型貨物自動車運送業以外のものをいう。

○相鉄運輸株式会社；大阪東運輸株式会社

6313 一般小型貨物自動車運送業

最大積載量1トン以下の自動車のみを運転して、一般の荷主の需要に応じ、個々の荷主の物品を運送する事業所をいう。

○京橋小型運送自動車株式会社

**632 特定貨物自動車運送業**

6321 特定貨物自動車運送業

特定の荷主の需要に応じ、一定の範囲の貨物（新聞、郵便、塵芥等）を運送する事業所をいう。

○日本郵便運送株式会社；清掃運送株式会社

**633 貨物軽車輛運送業**

6331 人力による貨物軽車輛運送業

手車、リヤカー、サイドカー等によつて貨物を運送する事業所をいう。

○車力業；リヤカー貨物運送業；サイドカー貨物運送業；荷車糞尿液取運送業；汚物荷車運送業；塵芥荷車運送業

中分類63—道路貨物運送業

6332 牛馬車による貨物軽車輛運送業

牛車，馬車，櫛等によつて貨物を運送する事業所をいう。

○荷馬車挽業；馬力業；牛車挽業；汚物馬車運送業

## 中 分 類 64—水 運 業

### 総 説

この中分類は、遠洋、沿海並びに内陸水運において船舶によつて旅客、貨物の運送を行う事業所をいう。なお、港灣運送を多角経営に行う事業所は細分類 6715 に分類されるが、主としてはしけ運送業、引船業を行うものはこの分類に含まれる。又会社毎に主な業務によつて分類する。

小分類 細分類  
番 号 番 号

641

#### 海洋運輸業

6411 近接外国航路運輸業（日本籍船舶）

日本籍船舶によつて、日本と朝鮮、樺太、中華民国、フィリッピン、仏印及び南方ジャワ諸地域との間で、公海を通つて貨物旅客の船舶輸送を主とする事業所をいう。

○近接外国航路運輸業（日本籍船舶によるもの）；日本海汽船株式会社；近海郵船株式会社；原田汽船株式会社

6412 遠洋外国航路運輸業（日本籍船舶）

公海を通つて外国の諸港（近接外国港を除く）との間で、日本籍船舶により貨物旅客の船舶輸送を主とする事業所をいう。

○遠洋外国航路運輸業（日本籍船舶）；日本郵船株式会社，大阪商船株式会社

6413 近接外国航路運輸業（外国籍船舶）

外国籍船舶により日本と朝鮮、樺太、中華民国、フィリッピン、仏印及び南方ジャワ諸地域との間の公海を通つて貨物旅客の船舶輸送を主とする事業所をいう。

○近接外国航路運輸業（外国籍船舶によるもの）

6414 遠洋外国航路運輸業（外国籍船舶）

外国籍船舶により公海を通つて日本と外国の諸港（近接外国諸港を除く）との間で貨物旅客の船舶輸送を主とする事業所をいう。

○遠洋外国航路運輸業（外国籍船舶）

642

#### 沿海運輸業

6421 沿海運輸業

日本沿岸諸港間で、貨物旅客の船舶輸送を主とする事業所をいう。

○沿海運輸業；東海汽船；鮮魚運輸業

中分類64—水 運 業

643

内国水上運輸業

6431

湖沼運輸業

国内主要湖沼において、貨物旅客の船舶輸送を主とする事業所をいう。

○湖沼運輸業；大湖汽船株式会社

6432

河川運輸業

国内主要河川において、貨物旅客の船舶輸送を主とする事業所をいう。

○河川運輸業；茨城機帆船株式会社；水郷汽船株式会社

644

地方水上運輸業

6441

渡 船 業

湖沼，河川，港湾，海峡等において，船舶により貨物旅客の対岸輸送を主とする事業所をいう。鉄道渡船業は細分類 6011 日本国有鉄道業あるいは中分類 61 地方鉄道業及び軌道業に分類される。

○渡船業；渡守業；海上渡船業；鉄道渡船業（日本国有鉄道あるいは，その他の鉄道業に属さないもの）

6442

はしけ運送業

主として港湾においてはしけ（推進器を有するものを含む）によつて貨物（特定のものを除く）を運送し，又は引船によつてはしけを曳航する事業所をいう。なおこの事業は細分類 6715 港湾運送業の内の一事業であるが，主としてはしけによつて貨物を水上運搬する事業所はこの分類に含まれる。特定の貨物とは，糞尿，塵芥等をいう。

○小川運輸株式会社；伊勢湾海運株式会社；関門港運株式会社；筏業；海洋筏業

6443

引 船 業

引船を以て港の内外で汽船の発着操作を援助する事業を主として行う事業所をいう。

○引 船 業

645

船 舶 貸 渡 業

6451

船 舶 貸 渡 業

主として船舶運航業者に船舶（木船を含む）の貸渡（期間よう船を含む）又は運航の委託を行う事業所をいう。

○船舶貸渡業；木船貸渡業

## 中分類65—航空運輸業

### 総 説

この中分類は、定期航空運送業、不定期航空運送業及び航空機使用業等をいい、会社ごとに主な業務により分類する。

小分類 細分類  
番 号 番 号

**651 航空運送業**

**6511 定期航空運送業**

他人の需要に応じ、一地点と他の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機により、有償で旅客又は貨物を運送する事業所をいう。

○日本航空株式会社；定期航空運送業

**6512 不定期航空運送業**

他人の需要に応じ、路線及び日時を定めないで又は路線若しくは日時のいずれかを定めないで、航行する航空機により、有償で旅客又は貨物を運送する事業所をいう。

○不定期航空運送業

**652 航空機使用業（航空運送業を除く）**

**6521 航空機使用業（航空運送業を除く）**

他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物の運送以外の行為、例えば宣傳広告、魚群探見、空中写真測量等の請負を行う事業所をいう。

○青木航空株式会社；極東航空株式会社；観光飛行業；エヤタクシー業

## 中分類66—倉庫業

### 総説

この中分類は普通倉庫、冷蔵倉庫及び水面木材倉庫業を一事業所毎に主なる業務で分類する。

倉庫業とは他人の為に倉庫（物品を藏置するための施設——手荷物、自転車、自動車、牛馬その他これらに準ずる物の預所、保護預りのための施設及び運送、運送取扱又は運送代弁のために物品を仮置する施設として使用するものを除く——であつて土地に定着し屋根と柱又は壁体とをもつて物品の滅失又はき損を防止する工作物並びに物品の滅失又はき損を防止するための工作を施した土地又は水面をいう）に物品を保管する事業をいう。

小分類 細分類  
番 号 番 号

661 普通倉庫業

6611 普通倉庫業

他人のために倉庫（定温装置を施した倉庫及び水面木材倉庫を除く）に物品を保管することを事業とする事業所をいう。

○倉庫業（普通倉庫業）

662 冷蔵倉庫業

6621 冷蔵倉庫業

他人のために定温装置を施した倉庫に物品を保管することを事業とする事業所をいう。

○冷蔵倉庫業；定温倉庫業

663 水面木材倉庫業

6631 水面木材倉庫業

主として水面において木材の倉庫及び保管を行う事業所をいう。

○水面木材倉庫業；東京木材倉庫株式会社；名古屋水面倉庫株式会社

## 中分類 67— 運輸に附帯するサービス業

### 総 説

この中分類は通運業、港湾運送業、運輸回転業及び各種の運輸に附帯するサービス業務を行う事業所をいう。

小分類 細分類  
番 号 番 号

671

貨物運送取扱業

6711

陸上貨物運送取扱業

主として他人の需要に応じ自己の名を以て、物品運送の取次、又は他人の需要に応じ、他人の名を以て物品の委託又は運送物品を交通機関（鉄道を除く）を利用して運送する事業所をいう。

主として単に荷送人と交通機関との間に貨物運送の斡旋を行う事業所は細分類 6732 に分類される。

○貨物取扱業（通運業を除く）；運送取扱業；運送代理業；利用運送業

6712

海上貨物運送取扱業

主として他人の需要に応じ、自己の名において海上における船舶（木船を除く）により運送する貨物の取次を行う事業所をいう。

○海上運送取扱業

6713

航空運送取扱業

主として他人の需要に応じ、自己の名において航空機による運送の取次を行う事業所をいう。

○航空運送取扱業

6714

通 運 業

主として他人の需要に応じ、自己の名において鉄道により運送される貨物の取次又は受取、又は他人の名において鉄道への託送又は受取、貨物の集貨又は配達、車輛への積込又は取卸及び鉄道を利用して貨物の運送を行う事業所をいう。

○日本通運株式会社；中央通運株式会社

6715

港湾運送業

主として船舶運航業者又は荷主の委託をうけて、港湾において船舶により運送される貨物の受取又は引渡、又は他人の需要に応じ港湾において船舶への

### 中分類67—運輸に附帯するサービス業

貨物の積込又は取卸，若しくは船舶又ははしけによつて運送された貨物の上屋，その他の荷捌場（野積場，貯木場等）への搬出入及びこれらの貨物の上屋，その他の荷捌場（野積場，貯木場等）における荷捌又は保管を行う事業所をいう。主として引船業，はしけ運送業を行う事業所は小分類 644 地方水上運輸業に分類される。

○塩釜港運株式会社；名港海運株式会社；東海運株式会社

672

運送代理店業

6721

運送代理店業

主として運送機関の業務を代行して運送契約の締結等の代理を行う事業所をいう。

○海上運送代理店；航空運送代理店

673

運送斡旋業

6731

旅行斡旋業

主として旅客のために，他人の経営する運送機関，宿泊施設その他の旅行に関する施設の利用について斡旋を行う事業所，又は自己の経営する運送機関又は他人の経営する運送機関によつて旅客の輸送に附帯して宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を行う事業所をいう。

○運輸斡旋業；交通公社

×木船回漕業〔6741〕；海運仲立業（乙仲）〔6732〕

6732

貨物運送仲立業

主として荷主と貨物運送業者との中間に立つて有償で貨物の運送の媒介を行う事業所をいう。なお，木船による運送の媒介を行う事業所は小分類 674 木船回漕業に分類される。

○海運仲立業（乙仲）

×木船運送仲立業〔6741〕

6733

船舶仲立業

主として船主と船舶運航業者との中間に立つて船舶（木船を除く）の貸渡（期間よう船を含む），売買又は運航の委託の媒介を行う事業所をいう。なお，木船の貸渡（期間よう船を含む），売買又は運航の委託の媒介を行う事業所は小分類 674 木船回漕業に分類される。

○船舶仲立業（甲仲）

×海運仲立業（乙仲）〔6732〕

674

木船回漕業

6741

木船回漕業

## 中分類67—運輸に附帯するサービス業

主として他人の需要に応じ自己の名において木船により海上における貨物の運送の取次を行い、又は貨物の運送を引き受けて、その運送の全部又は一部を木船運航業者又は木船回漕業者に下請をさせる事業（港湾運送事業を除く）、又は木船運航業者の委任を受けて運賃の請求又は受取を行い、又は貨物運送の履行の保証を行い、又は貨物運送の媒介を行う事業を多角経営に行う事業所又は一部を行う事業所をいう。

### ○木船回漕店

675

### 包装業

6751

### 包装業

運送のために物品の荷造り、若しくは包装を引受ける事業所をいう。

### ○荷造業；貨物包装業；日本荷造株式会社

676

### 運輸施設提供業

6761

### 道路運送固定施設業

自動車及びその他の交通機関の用に供するため料金をとつて道路、橋梁及びトンネルを提供することを主たる業務とする事業所をいう。

### ○自動車道業

6762

### 貨物荷扱固定施設業

貨物の荷扱のため荷扱場、荷役機械設備等を提供することを主たる業務とする事業所をいう。

6763

### 棧橋泊渠業

繫船岸壁、上屋その他の埠頭施設を提供することを主たる業務とする事業所をいう。

### ○神戸埠頭株式会社；名古屋港湾管理組合

6764

### 飛行場業

主として飛行場を有償で航空機に使用させる事業所をいう。

### ○東航エアパーク

679

### その他の運輸に附帯するサービス業

6799

### その他の運輸に附帯するサービス業

他に分類されない運輸に附帯するサービス業務を主として行う事業所をいう。

○検査業；検量業；鑑定業；水先案内業；サルベージ業；海難救助業；燈台；航空標識所；見本抽出業；通運計算業；綱取業；給水業；検査業；航空保安事務所；自動車検査業；船荷積付監定業；艇清掃業；敷物会社；船積検査業（船荷の可能な程度を検査する業）

## 中分類68—通 信 業

### 総 説

この中分類は、国営の郵便事業、公営又は民営の電信事業、電話事業及び放送事業をいい、一事業所ごとに分類する。

郵便局において取扱われる郵便為替、郵便貯金、郵便振替貯金、簡易生命保険、郵便年金、電信、電話の各事業は小分類681郵便業に含まれる。

小分類 細分類  
番 号 番 号

681 郵 便 業

6811 郵 便 業

主として信書、その他郵便物として差し出された物の送達を行う国営事業をいい、各事業所はその従事する主な業務に従つて分類される。すなわち、郵便局は総べて郵便業に分類されるが、郵政本省及び地方郵政局は大分類 L 公務に分類される。

#### ○郵 便 局

×郵政本省〔L〕；地方郵政監察局〔L〕；地方郵政局〔L〕；地方電波監理局〔L〕；地方貯金局〔H〕；地方簡易保険局〔H〕；逕信博物館〔K〕；逕信病院〔K〕；逕信診療所〔K〕；逕信療養所〔K〕；逕信保養所〔K〕；郵政職員訓練所〔K〕；電波職員訓練所〔K〕；電波研究所〔K〕

682

電 信、電 話 業

6821 電 信、電 話 業

主として有線又は無線による電信、電話、模写電信、写真電信、その他電気的方法による送信又は受信によつて意志及び事実を伝え、又は受ける一切の手段の設置、運用、保存を行う公営又は民営の事業をいい、従事する主な業務に従つて分類される。

○日本電信電話公社本社；同海底線施設事務所；同電気通信局；同東京電信電話管理局；同工事事務所；同配給局；同工作工場；同調整所；同施設区；同電報局；同電話局；同電報電話局；同中継所；国際電信電話株式会社本社；同国際電報電話取扱局；無線通信部；無線中継所；無線送受信所；無線調整所

×逕信病院〔K〕；逕信診療所〔K〕；逕信療養所〔K〕；逕信保養所〔K〕；電気通信研究所〔K〕；電気通信学園〔K〕

中分類68—通 信 業

683 放 送 業

6831 放 送 業

公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信に従事する事業所をいう。

○日本放送協会本部；同放送局；同支局；同分局；同中継放送所；ラジオ東京本社；同放送局；日本テレビ放送網株式会社本社；同放送局

×街頭広告放送業〔K〕；日本放送協会技術部研究所〔K〕；日本放送協会放送文化研究所〔K〕

689 通信に附帯するサービス業

6899 通信に附帯するサービス業

通信業に附帯する他に分類されないサービス業をいう。

×共同通信社〔K〕；時事通信社〔K〕

## 中分類70—熱、光及び動力供給業

### 総 説

この中分類は電気、動力、ガス等を供給する会社をいう。会社ごとに主たる事業により分類する。

小分類 細分類  
番 号 番 号

701 電 気 業

7011 電 気 業

主として消費者のために動力の発電、送電及び配電を行う事業所をいう。

○東京電力株式会社

702 ガ ス 業

7021 ガ ス 業

主として製造ガス、天然ガス又はこれら混合ガスを生産し、又は購入し、導管をもつて一般需要者に供給する事業所をいう。但し天然ガスの生産のみに従事するものは大分類 D 鉱業に分類される。

○ガス会社

## 中分類71—水道業及び衛生業

### 総 説

この中分類は、水道業（灌漑用水供給業を除く）と汚水、下水の処理業のような廃棄物の廃棄及び処理に従事する事業所をいう。

小分類 細分類  
番 号 番 号

711 水 道 業

7111 水 道 業

家庭及び商業的消費者に水を供給する事業所をいう。灌漑用水の供給業は大分類 A 農業に分類される。

水道業は主として市町村によつて管理されるが、県、法人又は個人によつて経営されるものがある。

○水道業（灌漑用水供給業でないもの）；上水道組合；上水道会社；東京都水道局

712 下 水 道 業 及 び 汚 物 掃 除 業

7121 下 水 道 業 及 び 汚 物 掃 除 業

主として塵芥、灰、下水、汚物の処理に附帯して汲取蒐集運搬の伴うもの、あるいは、その最終処理を提供する事業所で市町村公共団体等によつて管理される公共的性質のものをいう。

車輛で塵芥、汚物等を汲取運搬する事業は中分類 63 に、又清掃を主とし糞尿の汲取、塵芥、汚物の運搬及び最終的処理を行わない事業所は大分類 K サービス業〔小分類 835〕に分類される。

○塵埃処理業（塵埃の最終処理を行うもの）；汚物処理業（汚物の最終処理を行うもの）；汚物汲取運搬処理業；胞衣会社